

京都府警察署組織規則の施行に伴う経過措置に関する訓令

〔制定 昭和35.7.5 京都府警察本部訓令第15号〕

京都府警察署組織規則（昭和35年京都府公安委員会規則第9号）施行の際、現に警察署の次長、警務課長、刑事課長、警ら交通課長または警備課長である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ警察署の次長、警務課長、刑事課長、警ら交通課長または警備課長を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、昭和35年7月5日から施行する。